

就学支援金とは？

- 申請が認定されると(H30.7月～H31.6月までの)授業料(年間118,800円)を収める必要がなくなります。返済の必要はありません。
※3年生は(H30.7月～H31.3月までの)授業料を収める必要がなくなります。返済の必要はありません。
- 就学支援金の対象は授業料のみですので、授業料以外の学校諸経費等は収めて頂く必要があります。
- 就学支援金受給対象者であっても、期日までに申請書等の書類の提出がされなければ、授業料は収めていただくこととなります。遡っての申請はできません。
- 申請の審査結果は教育庁から届き次第、学校から生徒さんへお渡しします。(例年10月頃)

奨学のための給付金とは？

- 授業料以外に必要な学校諸経費等の負担を軽減するためのものです。返済の必要はありません。学校諸経費等を全額賄うものではありませんので、ご承知ください。
- 世帯の状況等で受給金額が変わりますので、生徒の持ち帰った封筒に入っている「奨学のための給付金について」をよくお読みください。
- 申請の審査結果は教育庁から届き次第、学校から生徒さんへお渡しします。(例年12月下旬頃)